

山添村公式ホームページリニューアル業務委託  
プロポーザル実施要領

令和8年6月

山添村 総務課

## 【目次】

<b>1. 業務の概要</b> .....	<b>3</b>
1.1 業務名.....	3
1.2 目的.....	3
1.3 業務内容.....	3
1.4 委託期間.....	3
1.5 提案上限額.....	4
1.6 支払い方法.....	4
<b>2. プロポーザルに関する事項</b> .....	<b>4</b>
2.1 参加資格.....	4
2.2 スケジュール.....	5
2.3 参加申込書及び企画提案書の提出.....	5
2.4 質疑および回答.....	6
2.5 企画提案書などの作成.....	7
2.6 優先交渉権者などの選定方法.....	7
2.7 契約.....	8
2.8 プロポーザル参加に際しての留意事項.....	9

# 1. 業務の概要

## 1.1 業務名

山添村公式ホームページリニューアル業務

## 1.2 目的

山添村公式ホームページは、平成30年度にリニューアルを実施したが、その後、高度化・多様化する閲覧者ニーズへの対応やアクセシビリティ確保が求められる中、現行システムでは管理・運営が困難な状況となっている。

人口減少が進展する中で、より少ない職員でも自治体運営が可能となるよう、住民サービスのデジタル化を行い、効率的な行政運営を確立する必要がある。また、カテゴリ分類やリンク構成、ナビゲーションが十分に整理・管理されておらず、「必要な情報にたどり着きにくい」「古い情報が継続して掲載されている」など、閲覧者からさまざまな意見が寄せられていることから、サイト構成およびシステム面での改善が求められている。

加えて、行政手続きに関する情報取得や問い合わせにおいて、窓口来訪や電話連絡を必要とする場面が多く、住民にとって心理的・時間的負担となっている。このため、手続きの流れや必要書類、問い合わせ先等の情報を分かりやすく提供し、オンライン上で円滑に確認できる環境整備が求められている。

さらに、スマートフォン利用の普及に伴う閲覧環境への最適化や、加速する自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）に対応したデジタルコンテンツの充実も必要となっている。あわせて、住民ニーズの把握、本村に対する興味・関心・親しみを醸成するコンテンツの不足、新たなソーシャルメディアへの対応なども課題となっている。

については、業務の取り組み方針やシステム機能などの提案を広く受け、委託業務の履行に最も適した受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

## 1.3 業務内容

【別紙】「山添村公式ホームページリニューアル業務委託」仕様書のとおり

## 1.4 委託期間

契約日 令和8年8月上旬（予定）から令和9年3月31日まで

（ただし、令和8年2月1日から3月31日までは試験運用期間とし、リニューアル後のホームページの公開は、令和9年4月1日とする）

## 1.5 提案上限額

本業務にかかる費用の合計額は、12,000,000 円以内とする（消費税および地方消費税を含む）。なお、この合計額を超えた提案は無効とする。

## 1.6 支払い方法

本業務にかかる費用は、完了検査終了後、請求があった日から 30 日以内に指定された口座に振り込む。

# 2. プロポーザルに関する事項

## 2.1 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、【様式 1】参加申込書の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 過去 5 年以内に本村と人口規模が類似する自治体等において、CMS の導入を前提とする公式ホームページの構築業務を履行し、現在も稼働中で運用保守業務を継続して契約している実績があること。
- (2) 過去 5 年以内に市町村等の公式ホームページに対して、JIS X 8341-3:2016 の「達成基準 A、AA」に準拠した実績が 10 件以上あること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者でないこと。
- (5) 自己または自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、および次の（ア）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成 3 年法律第 77 号）2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
  - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第 2 号第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
  - (ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - (エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団員を利用している者
  - (オ) 暴力団、または暴力団員に対して資金などを提供し、または便宜を供与するな

- ど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- (カ) 暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の ISMS 適合性評価制度の認定、またはプライバシーマークの認定を受けていること。

※(4)～(6)については、連携協力企業など（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

## 2.2 スケジュール

項目	日程
1. 参加申込書及び 企画提案書募集開始	令和8年7月6日（月曜日）
2. 質疑受付期間	令和8年7月6日（月曜日）～7月10日（金曜日）17時
3. 質疑への回答	令和8年7月16日（木曜日）
4. 参加申込書及び 企画提案書提出期限	令和8年7月21日（火曜日） 17時
5. 参加資格確認結果通知	令和8年7月24日（金曜日）
8. 審査 (プレゼンテーション)	令和8年7月29日（水曜日） 予定
9. 最終選考結果通知・公表	令和8年8月上旬 予定
10. 契約締結・業務開始	令和8年8月上旬 予定

※日程については、応募状況、審査経過等により変更となることがある。

## 2.3 参加申込書及び企画提案書の提出

### 2.3.1 提出期間

令和8年7月6日（月曜日）から7月21日（火曜日）17時まで

### 2.3.2 提出場所・方法

総務課、窓口に参加申込書及び企画提案書を持参すること。

### 2.3.3 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を提出しなければならない。

提出書類	部数
1. 【様式 1】 参加申込書	1 部
2. 【様式 2】 参加資格に関する申立書	1 部
3. 【様式 3】 受注実績調書	1 部
4. 【様式 4】 会社概要書	1 部
5. 配置予定担当者等経歴書【様式は任意】	1 部
6. 納税証明書（国・県・市町村税） ※証明書類については写しで可能 直近 3 ヶ月以内のもの	1 部
7. 企画提案書（任意の様式） ※ 1 社 1 案とする	6 部
8. CMS 機能要件一覧表 【別紙 1】	6 部
9. 企画提案書の電子データ（CD-R または DVD-R）	1 枚
10. 費用見積書（構築費用） 【様式 6】	6 部
11. 費用見積明細書（構築費用） 【様式 6 別紙】	6 部
12. 費用見積書（保守費用） 【様式 7】	6 部
13. 費用見積明細書（保守費用） 【様式 7 別紙】	6 部

### 2.3.4 参加資格確認通知

令和 8 年 7 月 24 日（金曜日）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

### 2.3.5 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（任意の様式）を総務課へ事前に必ず電話連絡のうえ、持参または電子メール（soumuka@vill.yamazoe.nara.jp）にて提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

## 2.4 質疑および回答

質疑がある場合は、【様式 5】 質疑書を提出すること。質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

### 2.4.1 質疑書の提出

#### (1) 提出期間

令和 8 年 7 月 6 日（月曜日）から 7 月 10 日（金曜日）17 時まで

## (2) 提出場所・方法

電子メール (soumuka@vill.yamazoe.nara.jp) にて提出すること。なお、件名は「山添村公式ホームページリニューアル業務質疑」とすること。

### 2.4.2 質疑書の回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、参加申込書を提出した者全員に対して、令和8年7月16日（木曜日）までに随時、電子メールにて回答する。

## 2.5 企画提案書などの作成

### 2.5.1 企画提案書などの作成

【別紙2】 企画提案書作成要領に基づき作成すること。

### 2.5.2 見積書の作成

#### (1) 構築費用

設計関連費、デザイン費、CMS 導入費、外部 ASP 導入費、サーバなどの環境構築費、データ移行費、研修費、他機能導入費、令和9年度保守費など、リニューアル業務にかかるすべての費用の合計を記載すること。ただし、構築費用の合計金額は12,000,000円以内とする（消費税および地方消費税を含む）。提案金額が上回った場合は失格とする。

#### (2) 保守費用

令和9年度以降の単年度のハードウェア、ソフトウェアなど、システム保守にかかるすべての費用の合計を記載すること。

なお、保守費用については、2年目以降も特別な理由がないかぎり、増額は認めない。

## 2.6 優先交渉権者などの選定方法

プレゼンテーションによる審査で評価・採点（500点満点）を行い、合計点数の高い順から優先交渉権者および次点交渉権者とする。

### 2.6.3 審査 プレゼンテーション（500点）

【別紙3】 審査実施要領に沿って、プレゼンテーションの内容を評価し、点数化する。

## 2.6.4 優先交渉権者の決定

審査で、最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。提案者が1社の場合および2社以上ある場合の契約候補者の選定は、【別紙3】審査実施要領に沿って行う。

## 2.6.5 最終審査結果通知および優先交渉権者の公表

### (1) 結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し、令和8年8月上旬（予定）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

### (2) 公表

参加者数、優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）、評価点などの審査結果は、令和8年8月上旬（予定）に本村ホームページ上に公表する。

### (3) 審査経過や結果への問い合わせ

審査経過や結果へのいかなる問い合わせ、異議申し立てを行うことはできない。

## 2.7 契約

### 2.7.1 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、令和8年8月上旬（予定）以降に本業務にかかる契約を締結する。

ただし、「仕様書4. データ移行に関する要件」に示すとおり、移行対象データ数が変動する予定のため、提案金額に基づいて再度費用見積書を提出したうえ、契約金額を決定する。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本村と協議のうえ、その承認を得るものとする。

### 2.7.2 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

### 2.7.3 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、山添村契約規則などの定めるところによる。

### 2.7.4 契約期間

#### (1) リニューアル業務にかかる業務委託契約

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

#### (2) 運用保守にかかる業務委託契約

令和9年度以降の運用保守については、別途契約をすることとする。

## 2.8 プロポーザル参加に際しての留意事項

### 2.8.1 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、または無効とする。

- (1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- (4) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (5) 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

### 2.8.2 留意事項

- (1) 提出された企画提案書などは返却しない。
- (2) 提出以降における企画提案書などの追加、差し替え、および再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲において、本村が複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書などの作成、提出、プレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類は山添村情報公開条例（平成 14 年条例第 24 号）、の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 企画提案書などの作成のために本村より受領した資料は、本村の許可なく公表、または使用することはできない。

### 【問い合わせ先および各種書類の提出先】

山添村 総務課

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西 151 番地

(Tel) 0743-85-0040

(e-mail) soumuka@vill.yamazoe.nara.jp